

# 指定居宅介護支援事業所新規指定の流れ

指定居宅介護支援事業所の新規開設に関する事前相談の前に、当広域連合が定めている基準を条例等にて必ず確認してください。

- ・知多北部広域連合指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- ・知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則

	事 項	内容・期日	備 考
1	事前相談	知多北部広域連合へ問合せ。	まずは、電話でお問い合わせください。
2	指定申請書類等の提出	<u>指定を受ける月の2か月前の末日まで</u> に提出。 (月末が休日の場合は、前営業日。)	* 指定申請があった月の2ヶ月以降の月の1日が指定有効開始日となります。 * 指定申請書類の修正等をお願いすることがあります。指定申請書類等の修正は、提出期限までに完了していないと書類の受付ができません。指定申請書類は余裕をもって提出してください。 (提出先) 知多北部広域連合 事業課給付係
3	現地調査	指定月の前月中旬頃に行います。 申請書類の内容、設備、備品等に関する基準を確認します。	
4	指定通知書発送	指定月の前月末までに郵送します。	

\* 指定申請に係る様式については知多北部広域連合事業課給付係に直接お問い合わせください。

(問合せ先)

知多北部広域連合事業課給付係 ☎ 052-689-2263

(参考) 開設予定事業所の申請スケジュール例 (8月1日指定の場合)

時期		内 容
5月		新規開設に関する事前相談
6月	月末	指定申請書類の提出締切 *月末が休日の場合は、前営業日まで
7月	中旬	現地確認
	下旬	指定通知書の発送
8月	1日	指定